

税

経

通

信

新型コロナウイルス感染症

無床診 上限100万円等

感染拡大防止等支援金

申請書等作成のサポート承ります

協会税経部まで 052-832-1355



「実績報告」提出の留意点

1. 支出合計額が補助交付申請額を超えても差し支えありません。愛知県の審査において、一部が補助対象と認められなかった場合なども考慮して、実績報告してください。なお、概算交付申請において計上した対象経費と、実績報告の対象経費は変わっても問題ありません。
2. 様式6は、様式5の「事業実施実績」の「支出済額」で支出のあった科目分の様式のみを提出します。なお、支出実績のない科目については、様式5の「支出済額」に「0」を記入してください。
3. 様式6に貼付する「証拠書類」は、原則、「納品書」と「領収書」の写しを貼付してください。納品書がない場合は、「購入品目・納品日・納品場所」を領収書の写しの余白等に記載してください。領収書の代わりに「支払額・支払日・支払者」がわかるもの（レシート等の写し）でも可能です。支援金の対象外の備品等が含まれる場合は、該当備品等が分かるように印を付けるなどしてください。なお、支出項目で「賃金」「謝金」「委託料」など物品購入以外の場合は、「支出の内容が分かるもの（雇用契約書、委託契約書、研修内容など）」と「支払ったことが分かるもの（賃金台帳、領収書、謝金受領書等）」の写しを貼付してください。支出内容の具体的な記述がない場合は、余白等へ内容を記載してください。
4. クレジットカードで支払った場合は、「購入したものが分かるもの」と「支払手続きが済んでいることが分かるもの（クレジットカードの売上票など）」を貼付してください。なお、貯まったポイントで支払った分については、購入額から差し引いて計上してください。
5. 様式7は、様式5の「事業実施実績」の「収入額」の実績がない場合でも、様式7の「本補助金以外の寄付金・その他の収入」欄と「関係書類における収入の合計額」欄に「0」と記載して提出してください。その場合、様式5の「収入額」欄に「0」の記載がないと不備になりますので、必ず記入してください。
6. 別紙1は、補助金を活用して取り組んだ内容に「○」印を付けてください。該当する項目がなかったり、感染拡大防止のために行った実績を補記する場合は、その具体的な取り組み内容を⑦欄に記入して提出してください。
7. 別紙2は、支出項目が「需用費」「備品購入費」で購入した物品について作成してください。様式6に貼付した証拠書類の内容と一致させてください。
8. 3月31日までの納品見込みで発注した備品等が、納期等の遅れから3月31

申請がお済みでない先生 お忘れなく!!

締切

2月28日（消印有効）

受付期間

2月15日～

補助対象経費

2020年4月1日～2021年3月31日までに実施した新型コロナウイルス感染拡大防止対策等に要する費用（下表例示の日常診療業務等にかかる費用も、感染拡大防止対策に要する費用に加えて補助対象経費に計上して「概算交付申請」により手続きを行ってください）

医療機関等慰労金・支援金事務局コールセンター

052-684-7180

(平日9時～17時)

申請書・実績報告の様式は愛知県のwebページから入手できます

愛知県のwebページから様式が入手できない場合は、慰労金・支援金事務局コールセンター又は愛知県のwebページの「メールでのお問い合わせはこちら」から様式の送付希望の旨を連絡すると、紙媒体の様式が郵送されます。

協会からお送りすること
もできます。

愛知県 医療機関 感染拡大防止

申請後は、「実績報告」が必要です

報告時期

感染防止のために取り組んだ事業の完了（支出実績が交付決定額を超えた場合）から30日以内、又は4月15日（必着）のいずれか早い日

提出先（郵送）

461-0001 名古屋東片端郵便局留
(461-8532 名古屋市東区泉1丁目6番5号)
国保会館内
愛知県保健医療局 医療機関等慰労金・支援金事務局 宛

※封筒の表面に「緊急包括支援交付金報告書（支援金・実績報告）在中」と朱書きして郵送してください。
※申請をオンラインで行った場合も、実績報告は郵送での提出となります。

提出書類

① 様式4（事業実績報告書）

② 様式5（所要額精算書）

③ 様式6-1～6-9（領収書等貼付用紙）の該当様式

④ 様式7（収入内訳書）

⑤ 別紙1「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金の実績報告について」

⑥ 別紙2「物品購入一覧表」

- 日の期日に間に合わなかった場合は、まずは他の対象経費で実績報告できないか確認してください。他の経費での報告が難しい場合は、4月15日までに備品の納入が間に合わない旨、愛知県に連絡してください（詳しい手続き等については、3月に愛知県のwebページに掲載予定）。
9. 報告内容について疑義や不備等があった場合は、愛知県から、様式5に記載した連絡先に連絡があります。実績報告の審査は、精算交付申請の審査が優先されますので、相当の時間がかかります。
10. 様式5の「事業実施実績」の「精算額」が生じた場合は、精算（返還）が必要となります。後日、愛知県から「納入通知書」が郵送されます。

補助対象となりうる経費の例 ※対象となりえる経費でも、他の補助金で申請しているものと同じものを申請対象とすることはできません。

科目	対象経費（例）
賃金・報酬	感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金 等
謝金	感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金 等
会議費	感染拡大防止の勉強会のための会場費 等
旅費	感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費 等
需用費	日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの） 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など） 換気のための軽微な改修（修繕費） 水道光熱費、燃料費 等
役務費	電話料、インターネット接続等の通信費 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料 休業補償保険の保険料 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの 等
委託料	受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの 日常診療に要する検査外注費 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料 既存の顧問弁護士、顧問税理士等の報酬 等

科目	対象経費（例）
使用料及び賃借料	既存の診療スペースに係る家賃 日常診療・日常業務に使う既存の医療機器・事務機器のリース料 等
備品購入費	HEPAフィルター付き空気清浄機の購入費等、固定資産に計上する備品 等

- ※補助対象とならない経費の例
- 従前から勤務している者の人件費
通常の医療の提供を行う者の人件費
日常診療に要する医薬品費、材料費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
日常診療に要する検査外注費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
開業医等の所得補償保険の保険料
工事費（修繕費とならないもの）
支払利息
減価償却費